

## 地域課題解決型起業支援事業費補助金 事業企画提案書募集要領

次のとおり、公募により地域課題解決型起業支援事業費補助金の補助事業に係る事業企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を補助対象者として選定する手続きを実施します。

### 1 補助事業の内容

地域課題解決型起業支援事業費補助金交付要綱（以下「補助金交付要綱」という。）のとおり。

### 2 事業企画提案募集への参加資格要件

次の各号の要件を全て満たす単体法人又は複数法人による連合体（以下「コンソーシアム」という。）とします。

- (1) 道内に事務所又は事業所を有する者であること。
- (2) 北海道補助金等交付規則第21条の規定による補助金等の一時停止措置又は北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領第2条第1項の規定による指名停止措置が講じられている者でないこと。
- (3) 道税を滞納している者でないこと。道に納税義務がない者は、本店が所在する都府県の法人事業税を滞納している者でないこと。
- (4) 消費税及び地方消費税を滞納している者でないこと。
- (5) コンソーシアムの構成員が単体企業等としても重複参加する者でないこと。また、コンソーシアムの構成員が他のコンソーシアムの構成員として重複参加する者でないこと。
- (6) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であること。

### 3 事業企画提案の審査基準

- (1) 実施体制、業務遂行能力
- (2) 事業企画提案の目的適合性
- (3) 業務遂行方法の妥当性

### 4 事業企画提案書等の提出

- (1) 事業企画提案書、事業企画提案書提出者の概要及び誓約書（以下「事業計画書等」といいます。）は、別紙の様式に基づき、必要な書類に代表者印（コンソーシアムにあっては代表法人の代表者印）を押印の上、提出してください。
- (2) 様式の規格はA4版縦とします。

### 5 事業企画提案書等作成上の留意点

- (1) 事業企画提案書等は別添の様式に基づき作成していただきますが、パソコン等で浄書することや適宜枚数を増やすことは差し支えありません。
- (2) 事業企画提案書の文章を補完するために、写真、イラスト等を使用しても差し支えありませんが、社名やロゴマーク、申請者が特定されるような図柄等は一切記載しないでください。
- (3) 次の書類を添付してください。

- ア 道内に事務所又は事業所を有することを証明する書類（登記事項証明書等の写し可）
- イ 道税又は都府県事業税に関する納税証明書（発行後3か月以内のもの）
- ウ 消費税及び地方消費税に関する納税証明書（発行後3か月以内のもの）
- エ 国及び地方公共団体等と本業務と類似の業務の補助金交付決定書(受託契約書)の写し
- オ コンソーシアムにあっては、協定書の写し
- カ 会社、団体の概要及び沿革が分かるもの（会社パンフレット等）
- キ 過去3期分の決算書（貸借対照表及び収支計算書）

※ 個人事業主の場合は過去3期分の青色申告書又は白色申告書等の税務署へ提出している書類の写し

- (4) 事業企画提案書は専門知識を有しない者でも理解できるよう、分かりやすい表現となるよう留意してください。
- (5) 事業企画提案の内容については、他からの転載を禁止します。

## 6 事業企画提案書等の提出方法

(1) 事業企画提案書等は次のとおり提出して下さい。

- ア 提出部数 1部
- イ 提出期限 平成31年4月10日(水) 17時 必着
- ウ 提出方法 持参又は郵送(書留郵便に限る)による
- エ 提出場所 北海道経済部地域経済局中小企業課中小企業支援グループ 担当:小林、石原  
〒060-8588  
札幌市中央区北3条西6丁目  
電話 011-204-5331(ダイヤルイン) ファクシミリ 011-232-8127

(2) その他

- ア 電子メールによる提出は認めません。
- イ 提出された事業企画提案書等は返却しません。
- ウ 事業企画提案書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。

## 7 事業企画提案のヒアリングの実施

- (1) 提出された事業企画提案書についてはヒアリングを行い、最良の提案をした者を補助事業者として選定します。
- (2) 事業企画提案書を提出した者が5名を超えた場合には、書類選考を行い、上位5名をヒアリングの対象とします。
- (3) ヒアリングの実施日時及び場所は次のとおりとします。
  - ア 日時 平成31年4月12日(金) 13時30分から
  - イ 場所 北海道経済部1号会議室(札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎9F)
- (4) 事業企画提案の採否(ヒアリング結果)については、別途、文書により連絡します。
- (5) ヒアリングに参加しない事業企画提案書提出者の事業計画は無効とします。
- (6) ヒアリングにおける追加資料の配付は認めません。

## 8 補助金等交付申請書の提出について

補助事業者として選定された方には、補助金等交付申請書を別に指示する日までに上記3(1)エに提出していただきます。

なお、申請に係る様式は、補助金交付要綱第7条に規定する様式となります。

## 9 問合せ先

上記の3の(1)のエに同じ